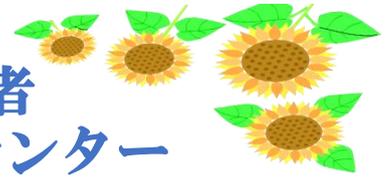




社会福祉法人南陽会

みなみあいづ障がい者

相談センター



相談支援事業所って？

障害のある方やその家族からの様々な不安や悩みなどの相談に対し、専門の相談員が対応いたします。
 地域で安心して生活をしていただく為に、必要なサービスが利用できるようにお手伝いさせていただきます。また、病院や利用できるようにお手伝いさせていただきます。また、病院や施設から出て地域での生活を希望される方の相談にのり、安心して生活ができるようになるまでのお手伝いをさせていただきます。いつでも気軽にご相談ください。

どんな相談ができるの？

- どんなサービスがあるのか知りたい
- サービスを使いたいけど、どうしたらよいか分からない
- 日常生活で困っているけど、どうしたらよいか分からない
- 病院や施設から出て、地域で生活をしたい e t c

サービス利用までの流れ

(相談支援)

- ①相談受付
- ②面接及び契約
- ③サービス利用計画案の作成
- ④支給決定
- ⑤関係者会議の実施
- ⑥サービス利用計画の作成
- ⑦サービスの提供開始

対象者

身体・知的・精神・難病の障がいのある方やその家族。
 (障がいをお持ちのお子さんやその家族も対象となります)

事業所スタッフ

相談支援専門員	:	湯田 泰介
相談支援専門員	:	仲田 みゆき
相談支援員	:	室井 珠美
相談支援員	:	佐藤 いづみ

利用案内

(開所日) 月曜日～金曜日 (開所時間) 8:30～17:30
 ※地域定着支援事業については常時、電話対応を致します
 ※相談は **無料** となります

